

## 台東区指名業者選定委員会設置要綱

平成29年2月28日  
28台総経第736号

### (目的)

第1条 この要綱は、台東区が締結する契約に関し、厳正かつ公正に業者を選定するために設置する台東区指名業者選定委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ別表1に掲げる者をもって充てる。

2 委員長が必要と認める場合は、前項に掲げる者以外の者を臨時に委員とすることができる。

### (所掌事項)

第3条 委員会は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の12、台東区契約事務規則(昭和39年規則13号。以下「契約事務規則」という。)第5条及び第34条の規定並びに別に定める基準に基づき、次の各事項に関し、調査又は審議を行う。

(1) 別表2に定める入札案件に係る指名競争入札参加者の適格性の判定及び選定に関すること

(2) その他指名競争入札の実施に際し、委員長が必要と求める事項に関すること

2 委員会は、前項第1号の別表2に掲げる案件のほかに、委員長が必要と認める入札案件について、別表2にかかわらず、調査又は審議を行うことができる。

### (委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 委員長に事故ある場合は、委員長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

### (招集)

第5条 委員長は、必要に応じ委員会を招集する。

### (緊急時の場合の特例)

第6条 委員長は、緊急を要し審査会を招集する暇がないと認める場合又は特に必要があると認める場合は、関係委員への回議の方法により委員会の開催に替えることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部経理課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が別に定める。

### 付則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

契約種別	委 員
工事（設計、測量、調査を含む）	委員長 総務部長 委 員 総務課長、経理課長、施設課長、土木課長
委託	委員長 総務部長 委 員 総務課長、経理課長

別表 2

契約種別	対象案件
工事（設計、測量、調査を含む）	予定価格が 1,000 万円以上の工事
委託	予定価格が 1,000 万円以上の建物管理業務